国会事項

衆議院

質問書提出

二月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

消費が増えなくても激しいインフレが起きるのかという疑問に関する質問主意書（福田昭夫提出）

麻生財務大臣のまだ百二十円に行っていない、円安といわれる覚えはないとの発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

参議院

質問主意書提出

二月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

宮古島および南西地域への陸自配備に関する質問主意書（伊波洋一提出）（第三一号）

オスプレイの危険性に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三二号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・越谷簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　石田　浩二
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上二月十六日）

内閣府

日本放送協会経営委員会委員に任命する（二月十六日）
　高橋　正美

法務省

（横浜地方検察庁検事）検事　田村　章
横浜地方検察庁横須賀支部勤務を命ずる
横浜地方検察庁横須賀支部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　川崎　勝暉
（横浜地方検察庁横須賀支部長）同　樋口　勝男
辞職を承認する（各通）（以上二月十日）
（千葉地方検察庁検事）検事　中野　浩一
東京地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）に併任する（二月十三日）

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第二号

公調委平成二十八年（フ）第一号ないし第三号滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件及び同参加申立事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年二月二十日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

京都府京都市左京区鹿ケ谷下宮ノ前町二〇番地

裁定申請人　神慈秀明会
代表者　代表役員　小山　弘子
滋賀県甲賀市信楽町田代三一六番地
裁定申請人　有限会社秀明ナチュラルファーム
代表者　代表取締役　佐古　康徳
滋賀県大津市京町四丁目一番一号
処分庁　滋賀県知事
滋賀県大津市浜大津四丁目七番六号
参加人　株式会社山崎砂利商店
代表者　代表取締役　山崎　公信
滋賀県甲賀市水口町水口六〇五三番地
参加人　甲賀市長
滋賀県知事が平成二十八年二月二十五日付けをもって株式会社山崎砂利商店の岩石採取計画変更の認可申請に対してした認可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　平成二十九年三月六日午後四時〇〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の五の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年二月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
(二)　登録操縦免許証更新講習実施機関の住所
(変更前)　神奈川県横浜市中区太田町四丁目十七番地
(変更後)　神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地
(三)　登録操縦免許更新講習事務を行う事務所の所在地
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会特定事業本部及び関東事務所
(変更前)　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号
(変更後)　神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地
(四)　変更年月日　平成二十八年十二月十九日

二(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　清水　暁
(二)　登録操縦免許証更新講習実施機関の住所
(変更前)　東京都葛飾区水元四丁目二十四番十八―四百一号
(変更後)　東京都葛飾区金町三丁目二番六―六百二号
(三)　登録操縦免許更新講習事務を行う事務所の所在地
(変更前)　東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号　WIND HATCHOBORI BIDG.301
(変更後)　東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号ファイブビル八丁堀三百一号室
(四)　変更年月日　平成二十九年一月十日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年二月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会
(二)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所
(変更前)　神奈川県横浜市中区太田町四丁目十七番
(変更後)　神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番
(三)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の所在地
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会特定事業本部事務所及び関東事務所
(変更前)　神奈川県横浜市中区元浜町三丁目二十一番二号
(変更後)　神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地
(四)　変更年月日　平成二十八年十二月十九日

二(一)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　清水　暁
(二)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の住所
(変更前)　東京都葛飾区金町三丁目二番六―六百二号
(変更後)　東京都葛飾区水元四丁目二十四番十八―四百一号
(三)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の所在地
(変更前)　東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号　WIND HATCHOBORI BIDG.301
(変更後)　東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号ファイブビル八丁堀三百一号室
(四)　変更年月日　平成二十九年一月十日